

平成21年11月18日

資 料

(市民公益税制(寄附税制))

[地方税]

市民公益税制(寄附税制)について (個人住民税)

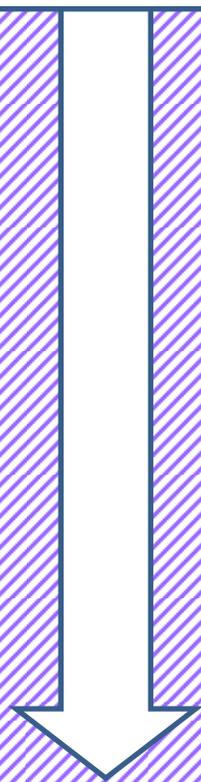
【平成20年度改正における寄附税制の拡充】

- 控除対象寄附金に「都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金」を追加
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）の中から都道府県又は市区町村が条例により指定
 - ⇒ 新たに拡大された寄附金の範囲（条例指定が必要）
認定NPO法人（国税庁長官の認定を受けたNPO法人）に対する寄附金の他、
公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人等に対する寄附金
 - 控除方式を所得控除から税額控除に変更
 - 対象となる寄附金の下限額を引き下げ（10万円 → 5千円） 等
- ※ 「ふるさと寄附金制度」もあわせて創設

【今後の論点】

- 寄附金控除の対象となる寄附金の範囲について、さらにどう考えるか。

都道府県・市区町村が条例で指定できる寄附金の範囲

所得税		個人住民税	
1 国又は地方公共団体に対する寄附金		[国は対象外] 都道府県・市区町村に対する寄附金	
2 公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの		<div style="text-align: center;">  <p>都道府県・市区町村の条例により対象とする寄附金として平成20年度改正で拡充</p>  </div>	
3 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人		
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人		
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社		日赤支部のみ
	④ 公益社団法人・公益財団法人 (旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等含む(平成25年11月までの経過措置))		
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人		
	⑥ 社会福祉法人		共同募金会のみ
	⑦ 更生保護法人		
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金			
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭			
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 (平成25年11月までの経過措置)			
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金		[対象外]	

「ふるさと寄附金制度」の概要(個人住民税)

【平成20年度改正における都道府県・市区町村に対する寄附税制の拡充】

○ 「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現するため、都道府県・市区町村に対する寄附税制を拡充し、適用下限額(5千円)を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて控除する仕組みを導入

[控除方式等の変更]

- 控除方式を所得控除から税額控除に変更
- 対象となる寄附金の下限額を引き下げ(10万円 → 5千円)
- 寄附金の控除対象限度額を引き上げ(総所得金額等の25% → 30%)

[控除イメージ](影付きの部分が個人住民税における税額控除)

寄附金額 (N円)	適用 下限額 5千円	所得税の 所得控除による軽減 (N円-5千円) × (限界税率)	税額控除 (N円-5千円) × 10%	税額控除(特例分)(※) (N円-5千円) × (90% - <small>所得税の限界税率 (0~40%)</small>)
------------------------	----------------------	--	-----------------------------------	--

※ 税額控除(特例分)については、個人住民税所得割の額の1割を限度

参 考 资 料

平成20年度改正における寄附金税制の拡充(条例指定分)

	個人住民税		(参考)所得税
	拡充前	拡充後(現行)	
対 寄 附 金 象 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象寄附金に、<u>都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金を追加</u> <p>※所得税の控除対象のうち、右表○印の寄附金から指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体に対する寄附金 ○ 公益法人などに対する寄附金で一定の寄附金 ○ 特定公益増進法人に対する寄附金 ○ 認定NPO法人に対する寄附金 ○ 一定の特定公益信託に対し支出した金銭 ○ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 ・ 政党等に対する政治活動に関する寄附金
控 方 除 式	所得控除方式	税額控除方式	所得控除方式
控 除 金 額	適用対象寄附金×税率 (10%)の軽減効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県指定寄附金は、<u>道府県民税から4%税額控除</u> ・ 市区町村指定寄附金は、<u>市町村民税から6%税額控除</u> 	(寄附金－5千円)を所得から控除
控 除 対 象 限 度 額	総所得金額等の25%	総所得金額等の <u>30%</u>	総所得金額等の40%
適 下 限 用 額	10万円	<u>5千円</u>	5千円

市民公益税制に関わる取組みの例

【ハンガリーにおける取組み】

○ 納税者が選択した団体等に対し、当該納税者の納税額の1%が交付される制度

- ・ 次の①及び②の中から、納税者がそれぞれ1つずつ団体等を指定
 - ① 一定のNPO・財団等、一定の国立機関、美術館及び文化芸術機関
 - ② 宗教団体及びその年度の予算に定められた特別事業
- ・ 当該納税者の個人所得に係る納税額の1%相当を、税務当局が指定された団体等に送金（指定された団体等が2つある場合は、合計2%相当が送金される）

【千葉県市川市における取組み】

○ 納税者が選択した市民活動団体に対し、当該納税者の前年度の個人市民税額の1%が支援金として交付される制度（市民活動団体支援制度）

- ・ NPO等の市民活動団体から提出された事業計画書等をもとに、市が支援対象団体を決定
- ・ 納税者は、支援対象団体の中から支援したい団体（3団体まで）を届出
- ・ 市は、納税者の届出に基づき、各支援対象団体を選択した納税者の前年度の個人市民税額の1%に相当する額の合計額のうち、それぞれの支援対象団体に係る支援額を決定し、支援金として交付
- ・ 個人住民税納税者以外の者にも、地域ポイント制度の活用により制度への参加を保障

※ 岩手県奥州市、千葉県八千代市、愛知県一宮市、大分県大分市においても類似制度を実施

【参考】 市川市他、国内における類似の取組み

市町村名	岩手県奥州市	千葉県市川市	千葉県八千代市	愛知県一宮市	大分県大分市
事業名	市民が選択する市民公益活動団体支援事業 (0.4(おーしゅう)%支援事業)	市民活動団体支援制度 (1%支援制度)	市民活動団体支援金交付制度 (1パーセント支援制度)	市民が選ぶ市民活動支援制度	あなたが支える市民活動応援事業
参加対象者	市内各世帯 (世帯につき1票)	・市民税納税者 ・地域ポイント保有者 ※地域ポイント=ボランティア活動、環境保全活動等を行った者に対し、市長が付与	市民税納税者	18歳以上の市民	・20歳以上の市民 ・20歳未満の市民税納税者
交付基準額	1票につき500円	・納税者…自身の市民税額の1%相当額 ・地域ポイント保有者…別途定めるところにより金銭に換算した額	自身の市民税の1%相当額	市民税総額の1%相当額を18歳以上人口で割り戻した額 (=市民一人当たり支援額)	・納税者…自身の市民税の1%相当額又は市民税総額の1%相当額を20歳以上人口で割り戻した額 (=平均額) ・非納税者…平均額
交付額	市民税総額の0.4%相当額以内の額を予算化 1事業につき、基礎額(一律)+投票額の補助金を交付(基礎額、投票額それぞれ、事業費の2分の1以内、50万円を限度)。	各支援対象団体を選択した納税者の市民税額の1%に相当する額の合計額のうち、それぞれの支援対象団体に係る額及び地域ポイント保有者のポイント換算額の合計額を支援金として交付(予算の範囲内で、事業費の2分の1を限度)	各支援対象団体を選択した納税者の1%相当額の合計額を補助金として交付(予算の範囲内で、事業費の2分の1を上限)	各支援対象団体を選択した市民の数×市民一人当たり支援額を上限として、支援金を交付(予算の範囲内で、事業費の3分の2を限度)	各支援対象団体を選択した市民の届出金額の合計額を補助金として交付(事業費の2分の1又は30万円のいずれか低い額を限度)

「ふるさと寄附金制度」の実績について

【平成21年度寄附金税額控除(個人住民税)】

○ 寄附金控除の対象寄附金額 約73億円 (約3.3万人)

うち 平成21年度個人住民税額から控除された額 約19億円

道府県民税分 約8億円

市町村民税分 約11億円

※ 個人住民税に係る控除のほか、所得税における所得控除制度もあり